

令和元年度 第4回三和区地域協議会次第

日時：令和元年9月19日（木）
午後6時30分から
場所：三和コミュニティプラザ
2階 会議室1

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 多能浄水場から正善寺浄水場への水道切替えについて
- (2) 公立保育園の民営化について
- (3) 三和ネイチャーリングホテル米本陣における休館日等の変更について
- (4) 「地域協議会による再度の見直し」状況について

4 議 題

- (1) 地域課題の把握方法について

- (2) 委員研修（視察）について

- (3) その他

・えちご・くびき野 100 kmマラソン三和区実行委員会（三和区部会委員）の推薦について

5 その他

6 閉 会

多能浄水場から正善寺浄水場への水道切替えについて

老朽化した多能浄水場を廃止し、三和区全体を正善寺ダムを水源とする正善寺浄水場の配水区域とする工事を進めてきましたが、令和元年10月下旬までには全工事が完成することから、下記のとおり水道の切替えを計画しましたのでお知らせします。

記

1. 報告及びお知らせの実施状況

- ・平成30年2月16日開催の三和区町内会長協議会で多能浄水場廃止計画について報告
- ・平成30年2月27日開催の三和区地域協議会で多能浄水場廃止計画について報告
- ・平成30年9月15日号の三和区だよりで多能浄水場廃止及び今後の予定についてお知らせ
- ・平成30年10月より配水管布設工事を開始(関係町内へ工事説明)

2. 工事の実施状況

平成30年10月から配水管の布設を開始し、本年8月中旬より配水場を築造中であり完成見込みは10月下旬を予定しています。

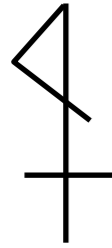
工事の完成により、三和区は全て正善寺浄水場の配水区域になります。

年月 工事	平成30年			平成31年				令和元年						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
配水管布設工事 (φ 200mm L=690m)	→ (配管)						→ (配管)				→ (道路舗装)			
配水場築造工事 (建屋、計装設備等)											→			
水道切替え (多能から正善寺水道に切替え)														●

3. 切替え時における関係町内会へのお知らせについて

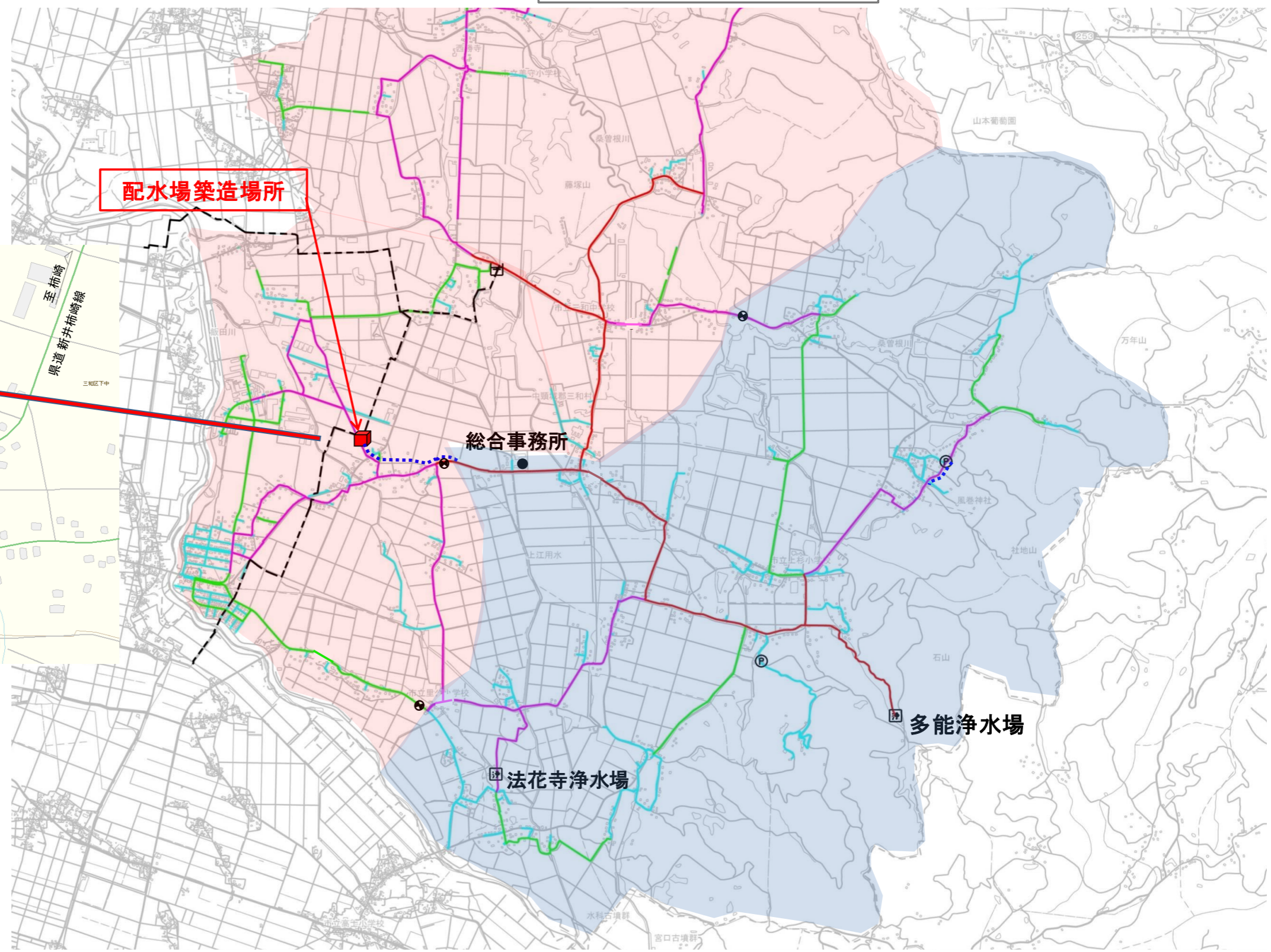
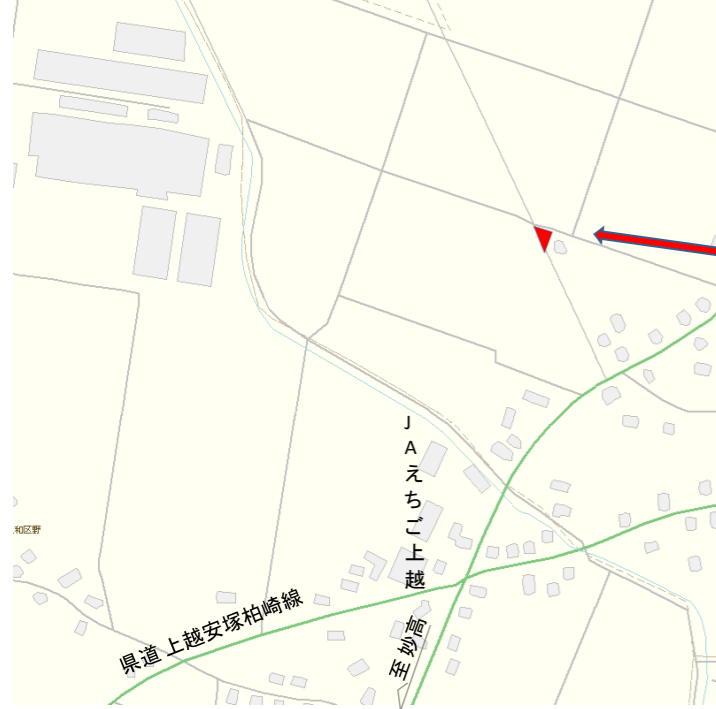
工事の完成後、新規配水場からの配水を開始する際には、関係町内の皆様へお知らせをさせていただきます。

水道切替え時期：令和元年11月上旬～令和元年11月中旬頃



水道切替え後の三和区配水図

位置図



- ■ ■ ■ ■ 完了済み配水管
- 正善寺浄水場の配水範囲
- 多能浄水場から正善寺浄水場の配水に切り替わる範囲

公立保育園の民営化について

1 概 要

市では、本年2月に策定した「上越市保育園の再配置等に係る計画（第3期：令和元年度～令和4年度）」に基づき、公立保育園の民営化を進めることとしています。

本年4月に、市内の社会福祉法人等に対して、公立保育園を民営化した場合の受託の意向調査を実施したところ、複数園において受託の意向がありました。意向のあった園のうち、建築経過年数、入園児童数等について総合的に評価し、今回は4園（つちはし保育園、春日保育園、なおえつ保育園、さんわ保育園）について、民営化することとしました。

※民営化：保育園の運営主体を市から民間法人に移管すること。

2 目 的

- 私立保育園や認定こども園等の民間法人の力を活用することで、多様化する保育ニーズに迅速な対応が可能となり、より柔軟かつ多様なサービスの提供を図ります。
- 特色ある保育を行う保育園が増え、保護者の選択の幅が拡大すること及び選ばれる保育園を目指し、競争力が働く効果で市全体として保育サービスの向上が期待できます。
- 民営化によって産み出された経費を、子育て世代の多様なニーズに対応する子育て支援等に振り向けることが可能となります。

3 民営化の具体的な方針

(1) 民営化時期

令和4年4月1日の民営化を目指して準備を進めます。

(2) 民営化形態

既存公立保育園を1園単位で民営化します。（単独民営化）

(3) 運営形態、保育内容について

市内に既にある私立保育園と同様の認可私立保育園として運営します。民営化後の運営については、児童福祉法等の関係法令を順守し、民営化前に行っていた年間行事や保育内容を継承することを原則とします。また、後述する三者懇談会において、年間行事や保育内容等を協議していくことができます。

(4) 合同保育・引継ぎ保育の実施

民営化に伴い保育士等が入替ることから、お子さんへの影響を最小限にするため、民営化前の1年間は、移管先事業者から園長や主任保育士、クラス担任保育士等の予定者が民営化予定園に出向し、公立園の保育士と合同で保育を行います。

また、お子さんの個々の状況を把握するほか、現行の年間行事等を含めた保育内容と業務の円滑な移行を行っていきます。

(5) 移管先事業者の選定について

移管先事業者は、公募により候補者を募ります。また、民営化に係る募集要項の策定や公平・公正に移管先事業者の選定を行うために、専門委員会を設置します。専門委員会の委員が審査員となり、事業者の基本理念や運営基盤の安定性等の様々な基準に基づき審査を行い、合格基準を満たした事業者の中から移管先事業者を選定します。

(6) 三者懇談会の設置について

保護者代表、移管先事業者、市による三者懇談会を設置し、民営化後の年間行事や保育内容等の民営化に伴う様々な調整事項について、三者で合意形成を図りながら進めていきます。

4 今後の予定

公立保育園を民営化するにあたっては、保護者の皆様のご理解とご協力のもと、両者で十分に話し合いながら民営化を進めていきます。

期 間	月	内 容
令和元年度	4月	① 社会福祉法人等に対する公立保育園の民営化に関する意向調査
	6月	② 民営化対象園の決定
	7月～	③ 民営化対象園の保護者説明 ④ 民営化対象園の公表 ⑤ 移管先事業者選定に関する専門委員会の設置 ⑥ 専門委員会による募集要項及び選定・審査基準の作成
	秋頃	⑦ 移管先事業者の公募
	1月	⑧ 専門委員会による審査・選定
	2月	⑨ 移管先事業者の決定 ⑩ 三者懇談会の設置（民営化後も継続して協議を行う）
	3月	⑪ 移管先事業者の公表
	令和2年度	通年
① 移管先事業者との合同・引継保育の実施（1年間） ② 移管先事業者との引継に向けた協議 ③ 民営化対象園の保護者説明		
令和4年度	4月	① 民営化（令和4年4月1日）
	12月	② 民営化後のアンケート調査の実施

公立保育園の民営化に伴う保護者説明会の結果について

1 保護者会役員に対する説明

(1) 実施日時

園名	開催日時	参加者
春日保育園	7月17日(水) 18:00～19:00	8人/10人
つちはし保育園	7月18日(木) 17:00～17:40	9人/9人
さんわ保育園	7月18日(木) 17:30～18:30	12人/12人
なおえつ保育園	7月22日(月) 16:30～17:55	7人/10人

(2) 主な意見や質問と回答

- 民営化への反対意見はなし。
- 保育料以外の経済的負担は増えないか。
⇒ 原則、既存園と変わることはない。負担が増える場合は協議の上決定。
- 現状の公立園の保育を確実に継承してほしい。
⇒ 原則、現状の保育内容などを基本として民営化していくが、保護者の合意が得られれば、特色ある保育内容を加える可能性もある。
- 公立から私立に変わることは、何となく不安である。
⇒ 不安が払拭されるよう、今後も保護者の皆さんと意見交換しながら進めていく。

2 保護者全体に対する説明

(1) 実施日時

園名	開催日時	参加者
春日保育園	8月2日(金) ①16:20～ ②17:20～ ③18:20～	68人 /189人
	8月3日(土) ①9:30～	
つちはし保育園	8月1日(木) ①16:30～ ②17:30～ ③18:20～	115人 /152人
	8月6日(火) ①16:30～ ②17:30～ ③18:20～	
さんわ保育園	7月30日(火) ①17:30～	51人 /125人
	8月6日(火) ①17:30～	
なおえつ保育園	8月7日(水) ①16:20～ ②17:20～ ③18:20～	66人 /146人
	8月8日(木) ①16:20～ ②17:20～ ③18:20～	

(2) 主な意見や質問と回答

- 民営化に否定的な意見は1件。(職員の処遇などの違いから、私立園に比べ、公立園は余裕をもった保育をすることが可能である。)
⇒ 職員の処遇面の相違は承知しているが、市内では公立・私立に関係なく質の高い保育を実施している。

- 民営化は決定事項か。時期の令和4年4月は変わらないのか。
⇒ 令和4年の民営化に向けて取組むことは決定しており、準備を進める。
- 移管先事業者の公募は、市内の法人が対象か。
⇒ 市内の法人を対象とすることを考えている。
- 事業者の公募に対して応募がなかったらどうなるのか。
⇒ 市外の法人も視野に入れて検討する。
- 事業者の審査を行う際、合格者がいない場合はどうなるのか。また、合格者がいない場合であっても、保育内容に係る公募条件を変えることはないか。
⇒ 合格者がいない場合は、仕切り直すが、保育内容に係る公募条件を変えることはない。
- 障害児等の加配を含め、保育士や看護師の配置は引き継がれるのか。
⇒ 現行と変わらず、基準に基づき配置される。
- 民営化に伴い保育士が確実に確保できるのか。また、保育士の質を確保するための具体的な取組みは。
⇒ 職員の採用計画を含めて、移管先事業者の審査を行う。配置する保育士には経験年数による条件を設け、質の確保を行う。
- 民営化後の保育士はバランスよく配置されるのか。
⇒ バランスよく配置するため、公募条件に配置する保育士の経験年数を明記する。
- 合同・引継ぎ保育の時は、公立園と私立園の職員の割合はどうなるのか。
⇒ 合同・引継ぎ保育時の具体的な保育士の割合は未定である。過去の実績から園長、主任保育士、クラス担任、調理員が移管先事業者から出向し、1年間の合同・引継ぎ保育を実施する。
- 開園時間等の変更はあるのか。また、延びることはあるのか。
⇒ 現行の保育時間や保育内容を引継ぐこととしている。移管先事業者の意向により延長する可能性もある。
- 民営化後の極端な経費削減などが心配である。市の監査などのチェック体制はあるのか。
⇒ 毎年、私立園には県と市で監査を実施している。極端な経費削減などで保育環境に影響がある場合は、改善するよう指導することが可能である。
- 民営化に伴い保護者負担が増えることはあるのか。
⇒ 現行の保護者負担を原則として引継ぐ。負担が増える場合は協議の上、決定する。
- 通園バスの運行は継続されるのか。
⇒ 現行の保育内容を引継ぐことを基本としている。
- 民営化後の園について、相談窓口は市でよいのか。
⇒ 市保育課でよい。または、三者懇談会で相談することも可能である。

- 宗教法人を母体としている法人が民営化園を運営する場合、宗教色のある保育になるのか。
⇒ 現行の保育内容を引継ぐことを基本としている。
- 民営化後、園の運営内容等について市は関与しなくなるのか。
⇒ 毎年の県と市の監査で運営内容を確認するほか、保育業務は市の委託業務であるので、逐次確認していく。
- 公立園と私立園で市の関わりに違いはあるのか。
⇒ 公立も私立も園長会がある。私立の園長会であっても、必要に応じて市の職員が出席し、情報共有等をしている。
- 将来的な少子化に伴い、園の運営は可能なのか。
⇒ 民営化後も安定的な運営が可能と見込まれる、施設が新しく、園児の減少数が比較的少ないと見込まれる園を対象園とした。
- お盆期間などは給食が休みになるのか。
⇒ 現行の保育内容を引継ぐことを基本としている。
- 子どもたちの混乱が最小限になるようにしてほしい。
⇒ 合同・引継ぎ保育をしっかりと行い、園児への影響が最小限になるようにする。
- 今回の民営化については、子どものことを一番に考えてほしい。
⇒ 合同・引継ぎ保育以外にも、円滑に移行ができるような仕組みを検討する。
- 継続して公立園での保育を希望する場合は、転園することが可能か。
⇒ 現状は保育の必要性を点数化して入園希望者の優先順位を決定している。民営化に伴う転園の取扱いは今後の検討課題とする。
- 建物は民営化に伴い無償で譲渡するのか。
⇒ 無償譲渡または無償貸付を考えている。

上越市保育園の再配置等に係る計画

(第3期：平成31年度～平成34年度)

平成31年2月

上越市

目 次

I	はじめに	2
II	これまでの取組状況等	
1	上越市保育園の再配置等に係る計画	3
	(第1期：平成23年度～平成26年度)	
2	上越市保育園の再配置等に係る計画	3
	(第2期：平成27年度～平成30年度)	
3	第1期、第2期計画期間における施設数の推移と取組の評価	4
III	保育を取り巻く現状と課題	
1	少子化に伴う児童数の減少及び入園児童数の偏在化	6
2	保育ニーズの多様化への対応	11
3	施設の老朽化と安全な保育環境の確保	12
4	民間活力導入の必要性	13
IV	第3期計画の策定方針	
1	計画の基本方針	16
2	計画の位置付け	16
3	計画の期間	16
4	計画推進の考え方	17
V	具体的な取組内容	
1	取組内容	21
VI	おわりに	22
	【資料編】	
1	保育園施設状況一覧表	25

《年号表記について》

今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性及び分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記としました。

I はじめに

次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促し、子育て支援の拠点としても位置付けられる保育園の再配置については、急速な人口減少とともに進行する就学前児童数の減少動向を踏まえた対応が必要となる重要課題に位置付けられます。さらに当市においては、施設の老朽化が進んでいる保育園も多く存在していることから、市では、将来も持続可能な保育環境を整えるため、上越市保育園の再配置等に係る計画（第1期及び第2期）を策定し、施設の統合・再編や民営化を進めるとともに、既存施設の適正な維持管理を通じて、市民が安心して保育サービスを受けることのできる環境整備に努めてきました。

市内における保育園の入園状況を見ますと、就学前児童数の減少を基調としながらも、人口集中地区においては特定の保育園に入園申込みが集中する一方で、入園児童数が減少し続けている保育園も多くあり、地域間で入園児童数が偏在化する傾向が顕著となっています。

さらに、核家族化や共働き世帯の増加に伴い保育需要の高まりも認められ、特に育児休業からの早期復帰等を背景に0、1歳児の就園率が上昇するなど、多様化する保育ニーズに応じたサービスの充実が求められています。あわせて、国では、新たな保育の担い手として企業による保育事業を展開するなど、従来の枠組みを拡大しているほか、本年10月には幼児教育・保育の無償化が予定されるなど、保育制度そのものも大きく変容しようとしています。

このたびの「上越市保育園の再配置等に係る計画（第3期）」は、これまでの計画に掲げた基本方針等を継承しながら、将来を見据え、改めて保育を取り巻く様々な課題へ対応していくために策定するものであり、保育に関わる多様な主体とも連携しながら、子どもたちのすこやかな育ちをしっかりと支えていく効果的な保育園の配置について、今後の方向性を示すものです。

Ⅱ これまでの取組状況等

これまで、公立保育園の再配置に関し、市は、平成23年度から平成26年度までを計画期間とする第1期計画及び平成27年度から平成30年度までを計画期間とする第2期計画をそれぞれ策定し、これに基づく取組を以下のとおり進めてきました。

1 上越市保育園の再配置等に係る計画（第1期：平成23年度～平成26年度）

「安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える」という基本方針の下で、様々な変化に対応できる保育環境を整えるため、公立保育園の統合・再編や民営化に取り組み、保育の受皿の確保と充実を図りました。

(1) 下正善寺保育園の廃止

生活形態や交通事情の変化により地域保育園の必要性がなくなるとともに、入園児童数の減少に伴い集団保育が困難になったことから、平成25年度末をもって廃止しました。これに伴い、当該地域の児童の受入先については、主につちはし保育園（当時の北本町保育園）と私立ほたる保育園がその機能を担っています。

(2) 有間川保育園、長浜保育園、下綱子保育園、桑取保育園の統合

地域保育園の必要性や入園児童数が減少したことに加え、施設の老朽化が進んでいたことから、平成26年8月末をもって4園を統合し、有間川地内に「たにはま保育園」として新たに開園しました。

たにはま保育園の開園に併せ、新たに0歳児からの受け入れ、延長保育の拡充及び子育てひろばの開設により保育サービスの充実を図りました。

(3) 東城保育園の民営化

将来にわたって良好で安定した運営が見込めると判断し、移行に向けた協議が整ったことから平成27年4月1日に社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園へ運営を移行しました。

公立保育園で行っていた保育内容の継承を基本としながら、民営化後に延長保育の拡充により保育サービスの充実が図られるとともに、定員を20人増加し100人としました。

2 上越市保育園の再配置等に係る計画（第2期：平成27年度～平成30年度）

第1期計画の基本方針を継続することとし、児童の安全確保や保育需要への対応等の優先度を踏まえ、公立保育園の統合・再編や民営化に取り組み、児童の安全確保と適正規模による保育を可能とする環境整備を進めました。

(1) 吉川区新保育園の整備及び民営化

平成 29 年 4 月に吉川区内の公立 2 園と私立 1 園を統合移転し「よしかわ保育園」として開園しました。

新保育園は、社会福祉法人吉川福祉会が運営しており、適正な規模と良好な保育環境の下で、延長保育が拡充されています。

(2) 北本町保育園の移転整備

施設の老朽化と入園希望者の増大、周辺地区での宅地開発等の状況を踏まえ、平成 30 年 4 月に土橋地内へ移転、新築し「つちはし保育園」として新たに開園しました。

災害時における避難路の確保や駐車場不足等、移転前の課題が解消し、安全性と利便性が確保されました。また、定員も 138 人から 180 人に増加し、保育需要への対応を図りました。

(3) 中央保育園・古城保育園の統合、移転整備

平成 30 年度末に同一中学校区に所在する 2 園を統合することとし、西本町四丁目に新たな園舎の整備を進め、平成 31 年 4 月に「なおえつ保育園」として新たに開園します。

(4) 名立区新保育園の整備及び民営化

平成 32 年 4 月に名立区内の公立 1 園と私立 1 園を統合移転します。これに伴い、新たな保育園を同区名立大町地内に整備し、社会福祉法人江恵会の運営により開園することとしています。

3 第 1 期、第 2 期計画期間における施設数の推移と取組評価

(1) 施設数の推移

区 分	計画実施前 H23. 4. 1 現在 (A)	第 1 期計画 完了時 H27. 4. 1	第 2 期計画 完了時 H32. 4. 1(見込み) (B)	増減 (B-A)
公立認可保育園	44 園	43 園	38 園	△ 6 園
公立地域保育園	5 園	1 園	1 園	△ 4 園
私立認可保育園	18 園	18 園	17 園	△ 1 園
私立認定こども園	0 園	2 園	4 園	4 園
合 計	67 園	64 園	60 園	△ 7 園

(2) 評価

第1期、第2期計画の取組に伴い確認できた再配置の効果と課題は以下のとおりです。

[再配置の効果]

- ・老朽化した施設を整備したことで、安全で安心な保育環境の中で保育が可能となった。
- ・統合・再編を通じて、適正規模の下での集団保育が可能となった。
- ・延長保育の拡充等、民営化に伴って保育サービスが向上した。
- ・民間事業者に財政負担を求めることなく、市が統合園を整備したことで、地域の保育事業を担うことができた。

[再配置の課題]

【施設整備について】

- ・施設整備に必要な財源の確保
- ・施設整備のための適地の選定、確保（統合による移転、新築の場合）
- ・他の公共施設との併設など建設コストの縮減に向けた検討
- ・当面は、施設の適正な維持管理を継続する保育園における老朽化対策

【民営化について】

- ・施設の耐用年数や老朽化に応じた大規模修繕について、民営化を進めていく上での検討が必要
- ・民営化の際は、一定期間の引継保育が必須
- ・第2期計画における民営化は、公立保育園と私立保育園の統合と一体のものであり、公立保育園単独の民営化は検討にとどまり、実施には至っていない

Ⅲ 保育を取り巻く現状と課題

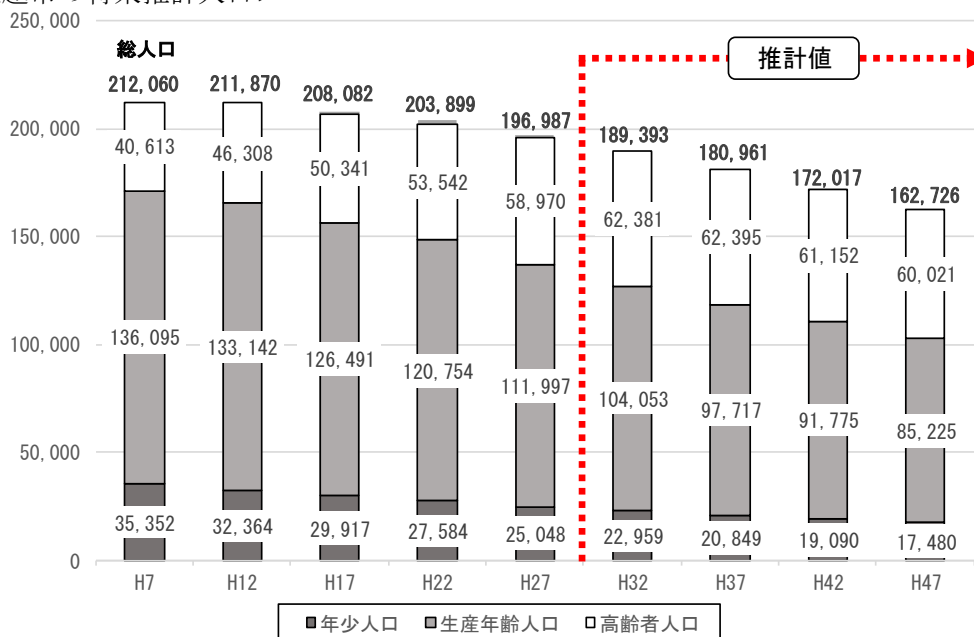
1 少子化に伴う就学前児童数の減少及び入園児童数の偏在化

【現状】

(1) 人口減少と相まって就学前児童数も減少が続く

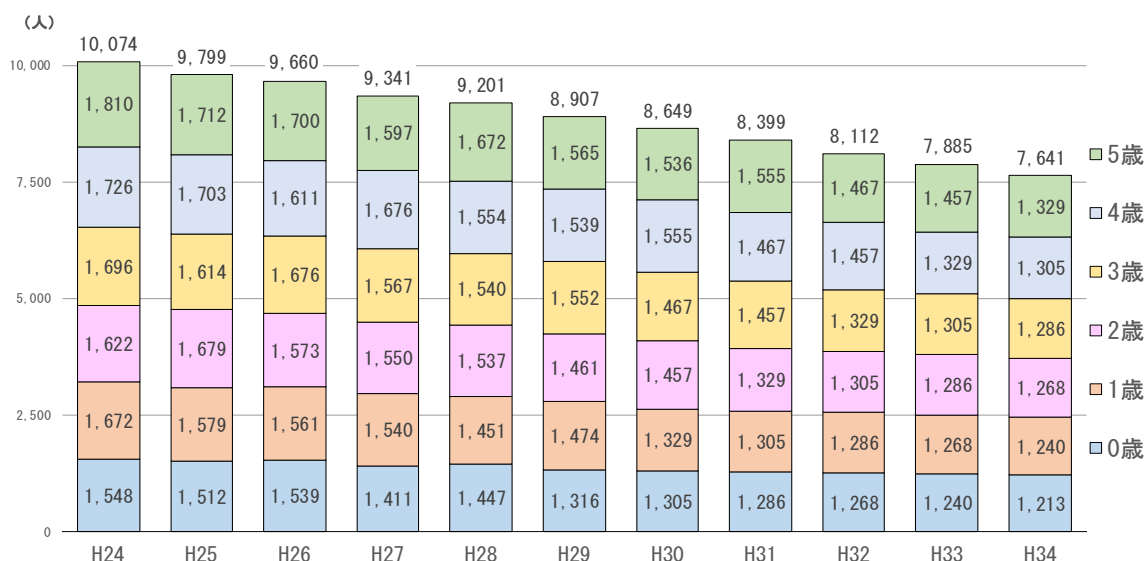
人口減少が続く中で、年少人口（0～14歳）も年々減少し、平成32年には22,959人（平成22年比△16.8%）、平成47年には17,480人（同△36.6%）と推計されています。また、就学前児童数は、平成30年4月1日時点で8,649人であり、第1期計画初期の平成24年に比べて1,425人（14.1%）減少しており、少子化の進行が続いています。

<上越市の将来推計人口>



出所：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成29年3月推計）」より作成
※不詳値を含むため、各年代の人口の合計と総人口の数値が一致しない年度があります。

<就学前児童数の推移>



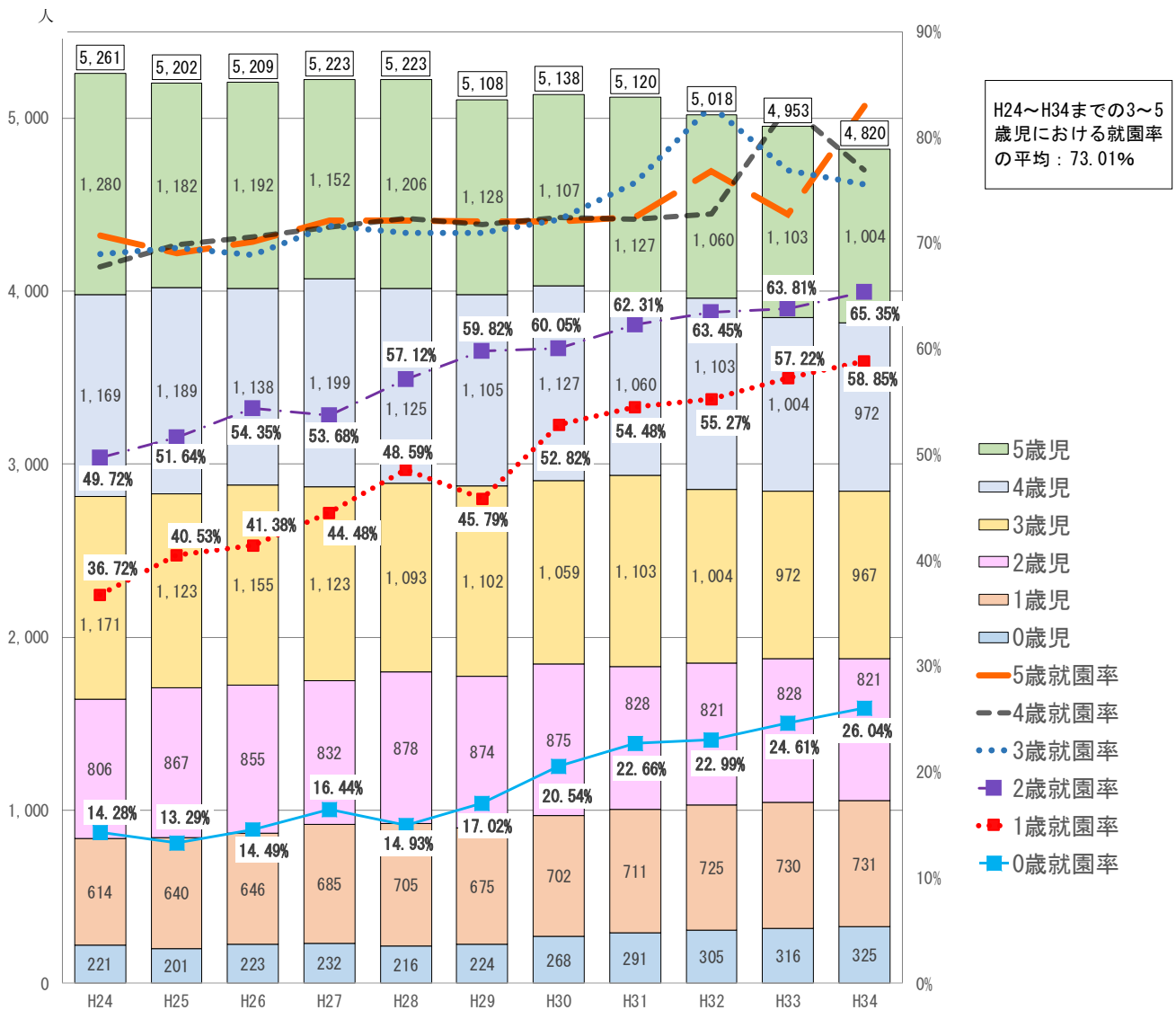
出所：「児童数推計値（平成30年4月1日）」保育課作成
※各年4月1日現在

(2) 就学前児童数が減少する一方で保育園への就園率は上昇

就学前児童数が年々減少する一方で、入園児童数は、平成30年4月1日時点で5,138人と、平成24年との比較では123人(2.3%)の減少にとどまっており、就学前児童数の減少1,425人(14.1%)よりも緩やかな減少傾向で推移しています。これは、保育園への就園率が上昇していることによるものであり、特に3歳未満児の就園率の上昇が顕著となっています。

今後も、就学前児童数が減少する中で、当面は保護者等の就労に伴う3歳未満児の入園増加が見込まれること、また、幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加が想定されるなど、今後の入園児童数の動向は見通しにくい状況となっています。

<入園児童数と年齢別就園率の推移>



出所：「児童数推計値(平成30年4月1日)」保育課作成
 ※各年4月1日現在
 ※認定こども園の保育認定児童を含む。

(3) 地域ごとの就学前児童数と入園児童数の偏在化

少子化の進行により就学前児童数は、市全体では減少しているものの、有田区や和田区では、近年、宅地開発が行われたことなどから増加しています。この地域の保育園では、入園児童数が増加または横ばいで推移することが見込まれます。

一方で、これ以外の地域では減少傾向がより顕著になっていくことが見込まれます。あわせて、これらの地域の多くの保育園では入園児童数の減少が進んでおり、一部では同年齢の児童による集団保育や異年齢児との交流が難しい状況となっています。

【課題】

- ・入園児童数の偏在化への対応の基礎となる、地域ごとの保育需要と将来的な児童数により正確な推計が難しい
- ・幼児教育・保育の無償化に伴う就園動向と地域の保育需要へ柔軟に対応できる受入体制の確保
- ・年度途中における3歳未満児の受け入れを円滑に行うために必要となる施設・設備や保育士等の確保

<地域自治区別の就学前児童数と入園児童数>

地域自治区		全体				内3歳未満児			
		H26.4	H30.4	差引	増減率(%)	H26.4	H30.4	差引	増減率(%)
高田区	就学前児童数	1,251	1,154	△ 97	△ 7.8	618	520	△ 98	△ 15.9
	入園児童数	565	600	35	6.2	214	222	8	3.7
	就園率(%)	45.1	51.9	6.8		34.6	42.6	8.0	
新道区	就学前児童数	590	473	△ 117	△ 19.8	296	236	△ 60	△ 20.3
	入園児童数	309	273	△ 36	△ 11.7	100	106	6	6.0
	就園率(%)	52.3	57.7	5.4		33.7	44.9	11.2	
金谷区	就学前児童数	789	671	△ 118	△ 15.0	356	301	△ 55	△ 15.4
	入園児童数	401	391	△ 10	△ 2.5	139	137	△ 2	△ 1.4
	就園率(%)	50.8	58.2	7.4		39.0	45.5	6.5	
諏訪区	就学前児童数	27	22	△ 5	△ 18.5	14	8	△ 6	△ 42.9
	入園児童数	18	15	△ 3	△ 16.7	6	4	△ 2	△ 33.3
	就園率(%)	66.6	68.1	1.5		42.8	50.0	7.2	
和田区	就学前児童数	283	314	31	11.0	138	150	12	8.7
	入園児童数	177	188	11	6.2	57	60	3	5.3
	就園率(%)	62.5	59.8	△ 2.7		41.3	40.0	△ 1.3	
津有区	就学前児童数	267	220	△ 47	△ 17.6	127	103	△ 24	△ 18.9
	入園児童数	185	151	△ 34	△ 18.4	57	51	△ 6	△ 10.5
	就園率(%)	69.2	68.6	△ 0.6		44.8	49.5	4.7	
春日区	就学前児童数	1,439	1,293	△ 146	△ 10.1	728	637	△ 91	△ 12.5
	入園児童数	675	682	7	1.0	267	285	18	6.7
	就園率(%)	46.9	52.7	5.8		36.6	44.7	8.1	
三郷区	就学前児童数	98	58	△ 40	△ 40.8	52	24	△ 28	△ 53.8
	入園児童数	57	38	△ 19	△ 33.3	18	10	△ 8	△ 44.4
	就園率(%)	58.1	65.5	7.4		34.6	41.6	7.0	
高士区	就学前児童数	58	54	△ 4	△ 6.9	29	22	△ 7	△ 24.1
	入園児童数	42	41	△ 1	△ 2.4	13	12	△ 1	△ 7.7
	就園率(%)	72.4	75.9	3.5		44.8	54.5	9.7	
直江津区	就学前児童数	918	814	△ 104	△ 11.3	448	414	△ 34	△ 7.6
	入園児童数	373	387	14	3.8	144	164	20	13.9
	就園率(%)	40.6	47.5	6.9		32.1	39.6	7.5	
有田区	就学前児童数	1,001	1,135	134	13.4	535	560	25	4.7
	入園児童数	425	597	172	40.5	182	247	65	35.7
	就園率(%)	42.4	52.5	10.1		34.0	44.1	10.1	
八千浦区	就学前児童数	177	175	△ 2	△ 1.1	71	88	17	23.9
	入園児童数	104	116	12	11.5	30	47	17	56.7
	就園率(%)	58.7	66.2	7.5		42.2	53.4	11.2	
保倉区	就学前児童数	96	83	△ 13	△ 13.5	47	33	△ 14	△ 29.8
	入園児童数	69	53	△ 16	△ 23.2	23	12	△ 11	△ 47.8
	就園率(%)	71.8	63.8	△ 8.0		48.9	36.3	△ 12.6	
北諏訪区	就学前児童数	63	60	△ 3	△ 4.8	33	27	△ 6	△ 18.2
	入園児童数	38	42	4	10.5	13	13	0	0.0
	就園率(%)	60.3	70.0	9.7		39.3	48.1	8.8	
谷浜・桑取区	就学前児童数	54	37	△ 17	△ 31.5	28	13	△ 15	△ 53.6
	入園児童数	33	33	0	0.0	8	10	2	25.0
	就園率(%)	61.1	89.1	28.0		28.5	76.9	48.4	
15区	就学前児童数	7,111	6,563	△ 548	△ 7.7	3,520	3,136	△ 384	△ 10.9
	入園児童数	3,471	3,607	136	3.9	1,271	1,380	109	8.6
	就園率(%)	48.8	54.9	6.1		36.1	44.0	7.9	

地域 自治区		全体				内3歳未満児			
		H26.4	H30.4	差引	増減率(%)	H26.4	H30.4	差引	増減率(%)
安塚区	就学前児童数	50	33	△ 17	△ 34.0	23	14	△ 9	△ 39.1
	入園児童数	37	24	△ 13	△ 35.1	11	6	△ 5	△ 45.5
	就園率(%)	74.0	72.7	△ 1.3		47.8	42.8	△ 5.0	
浦川原区	就学前児童数	135	126	△ 9	△ 6.7	69	63	△ 6	△ 8.7
	入園児童数	97	94	△ 3	△ 3.1	36	33	△ 3	△ 8.3
	就園率(%)	71.8	74.6	2.8		52.1	52.3	0.2	
大島区	就学前児童数	48	39	△ 9	△ 18.8	24	15	△ 9	△ 37.5
	入園児童数	30	32	2	6.7	10	8	△ 2	△ 20.0
	就園率(%)	62.5	82.0	19.5		41.6	53.3	11.7	
牧区	就学前児童数	68	36	△ 32	△ 47.1	28	14	△ 14	△ 50.0
	入園児童数	57	34	△ 23	△ 40.4	17	12	△ 5	△ 29.4
	就園率(%)	83.8	94.4	10.6		60.7	85.7	25.0	
柿崎区	就学前児童数	386	320	△ 66	△ 17.1	169	150	△ 19	△ 11.2
	入園児童数	268	232	△ 36	△ 13.4	56	65	9	16.1
	就園率(%)	69.4	72.5	3.1		33.1	43.3	10.2	
大潟区	就学前児童数	394	356	△ 38	△ 9.6	186	167	△ 19	△ 10.2
	入園児童数	269	252	△ 17	△ 6.3	64	79	15	23.4
	就園率(%)	68.2	70.7	2.5		34.4	47.3	12.9	
頸城区	就学前児童数	432	392	△ 40	△ 9.3	204	193	△ 11	△ 5.4
	入園児童数	278	265	△ 13	△ 4.7	87	90	3	3.4
	就園率(%)	64.3	67.6	3.3		42.6	46.6	4.0	
吉川区	就学前児童数	142	94	△ 48	△ 33.8	67	40	△ 27	△ 40.3
	入園児童数	103	74	△ 29	△ 28.2	33	20	△ 13	△ 39.4
	就園率(%)	72.5	78.7	6.2		49.2	50.0	0.8	
中郷区	就学前児童数	132	95	△ 37	△ 28.0	60	37	△ 23	△ 38.3
	入園児童数	70	65	△ 5	△ 7.1	12	11	△ 1	△ 8.3
	就園率(%)	53.0	68.4	15.4		20.0	29.7	9.7	
板倉区	就学前児童数	279	226	△ 53	△ 19.0	118	95	△ 23	△ 19.5
	入園児童数	180	172	△ 8	△ 4.4	39	48	9	23.1
	就園率(%)	64.5	76.1	11.6		33.0	50.5	17.5	
清里区	就学前児童数	108	86	△ 22	△ 20.4	40	40	0	0.0
	入園児童数	81	66	△ 15	△ 18.5	16	21	5	31.3
	就園率(%)	75.0	76.7	1.7		40.0	52.5	12.5	
三和区	就学前児童数	277	214	△ 63	△ 22.7	120	99	△ 21	△ 17.5
	入園児童数	201	163	△ 38	△ 18.9	51	55	4	7.8
	就園率(%)	72.5	76.1	3.6		42.5	55.5	13.0	
名立区	就学前児童数	98	69	△ 29	△ 29.6	45	28	△ 17	△ 37.8
	入園児童数	67	58	△ 9	△ 13.4	21	17	△ 4	△ 19.0
	就園率(%)	68.3	84.0	15.7		46.6	60.7	14.1	
13区	就学前児童数	2,549	2,086	△ 463	△ 18.2	1,153	955	△ 198	△ 17.2
	入園児童数	1,738	1,531	△ 207	△ 11.9	453	465	12	2.6
	就園率(%)	68.1	73.3	5.2		39.2	48.6	9.4	
全市	就学前児童数	9,660	8,649	△ 1,011	△ 10.5	4,673	4,091	△ 582	△ 12.5
	入園児童数	5,209	5,138	△ 71	△ 1.4	1,724	1,845	121	7.0
	就園率(%)	53.9	59.4	5.5		36.8	45.0	8.2	

2 保育ニーズの多様化への対応

【現状】

核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態等の変化による就園率の上昇を背景に、延長保育や休日保育の利用、3歳未満児の入園児童数は増加傾向にあります。

また、発育の遅れや障害等により配慮(支援)を必要とする児童も増加しています。

これらの傾向は今後も続くものと見込まれ、あわせて幼児教育・保育の無償化に伴って入園児童数が更に増加することも想定されます。

こうした状況の中、全国的に保育士等の人材不足が顕在化し、当市においても保育士等の確保が難しい状況となっており、公立・私立の別なく保育現場への十分な人員配置に苦心している現状があります。

このため、市では、安定的な保育園の運営に向け、非常勤保育士の確保に努め、定員を適正に管理する取組を進めています。

また、私立保育園等においても、定期的な保育士採用を行うとともに、国や県、市等の補助金制度等も活用しながら、保育ニーズへの対応に必要な人員の確保に努めています。

なお、平成31年度には市内の専門学校に「こども保育幼稚園科」が新設される運びとなっており、上越地域における自立的な保育士養成につながる動きとして期待されます。

<午後7時までの延長保育の実施状況及び利用人数の推移>

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育 (7時型)	設置数(か所)	63	64	62	62
	利用者数(人)	41,588	48,104	50,536	48,421

※公立、私立の実績を合わせたもの。平成30年度は見込み数

<配慮が必要な児童数>

(各年4月1日現在 単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立	207	180	196	206
私立	71	71	83	73
合計	278	251	279	279
入園児童数に占める割合(%)	5.32	4.80	5.46	5.43

【課題】

- ・多様な保育ニーズに応え、また、入園児童数の増加に見合う保育士や看護師等の人材を確保する観点から、施設の統合・再編等の取組も不可避

3 施設の老朽化と安全な保育環境の確保

【現状】

保育園の統合整備等の取組により、老朽化した施設が廃止となり、耐用年数を超過した施設の減少が図られたものの、平成 31 年度当初において、耐用年数を超過した施設が 15 園あり、当面、これらの施設は必要な修繕を行い運営していく必要があります。また、建築年次が古い施設では、受け入れはしているものの 3 歳未満児に必要な乳児室や設備等の不足している施設があります。また、園庭や送迎用車両の駐車スペースが十分に確保されていない施設もあります。

<公立保育園の耐用年数の超過状況>

(平成31年4月1日見込み)

区 分	耐用年数未超過	耐用年数超過	計
木造 (耐用年数 25 年)	6	15	21
鉄骨造 (耐用年数 40 年)	1	0	1
鉄筋コンクリート造 (耐用年数 60 年)	19	0	19
合 計	26	15	41

【課題】

- ・耐用年数を超過した施設は、引き続き、計画的な修繕を実施しつつ、改築を含む抜本的改修についての検討を進める
- ・大規模改修が必要となる施設間における改修の優先度の見極め
- ・建築年次の古い施設における 3 歳未満児の受け入れに伴う施設整備と、駐車場が不足する施設における安全対策の徹底等

4 民間活力導入の必要性

【現状】

認可保育園、認定こども園は、公立、私立にかかわらず同一の保育料、人員基準、設備基準に基づき保育サービスを提供しています。また、近年、国では待機児童を解消するため、民間事業者による企業主導型保育事業など、多様な主体による保育の受皿の拡大が図られており、当市においても企業主導型保育事業が展開されています。

市における民間活力の導入については、第1期、第2期再配置計画により、2園の私立保育園が公立保育園の運営を引き継ぎ、さらに、平成32年度には1園増加する予定となっており、保育園運営の民営化を行っています。

公立保育園の運営を引き継いだ私立保育園の保護者を対象に、市が定期的に行っているアンケートの回答によれば、保護者は運営に対し不安や不満を感じることはなく、公立から私立へ移行した後も良好な保育の質が確保されていることが確認できていることから、これまでの実績をもとに民間活力の導入について、次のとおり整理しました。

(1) 民間活力導入の効果

[児童・保護者]

① 保護者の選択の幅の広がり

- ・保育時間について、365日すべて開園する園があるほか、早朝7時から開園している園もあり、保護者の就労形態に応じた園を選択できます。
- ・外部講師等による体操教室をはじめ、英語教育、マーチング、IT機器を使った教育等を行っている園があり、保護者の教育方針に応じた園を選択できます。
- ・私立全園の年長児が一堂に会する行事へ参加し交流することができます。
- ・園によってはお泊り保育等、様々な特色ある行事があります。

② 園バスの運行や園外保育での活用

- ・園バスを所有する園は、通園時の利用のほか、園外保育も積極的に行っています。

③ 保護者ニーズへの迅速な対応

- ・園長の多くが決定権者であることから、意思決定が機動的に行われ、保護者ニーズに迅速かつ臨機に対応することができます。

④ 長期間の関係性の継続

- ・公立園のような人事異動がなく、園長等が長く在籍することから、卒園後も園との関係性を維持できます。

⑤ その他

- ・各々の園が「選ばれる保育園」を目指し、互いに切磋琢磨した結果、児童・保護者はより良いサービスを受けることができます。

[法人]

- ・複数園の運営により、保育士の人事異動の幅が広がり、かつ応援体制が構築できるなど、スケールメリットが働き経営基盤が安定します。
- ・高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など複数のサービスを運営する法人の場合、利用者間の交流を図ることができます。

[市]

- ・保育園運営に関する市の財政負担は、公立保育園の場合が4分の3程度に対して、私立保育園の場合は3分の1程度となっています。これは、私立保育園の運営に関しては、国や県からの補助金が交付される仕組みがあることによりますが、同じ保育サービスを提供している現状にあって、市の財政負担には大きな差が生じています。
- ・民営化によって縮減した経費を、子育て世代の多様なニーズに対応する子育て支援等に振り向けることが可能となります。

<保育園における園児一人当たりの費用比較（H29年度決算ベース）>

区分	園児数 (人)	経費 (千円)	財源内訳（千円）							
			一般 財源	構成比 (%)	国・県	構成比 (%)	保育料	構成比 (%)	その 他	構成比 (%)
公立	3,102	1,330	1,020	76.7	44	3.3	239	18.0	27	2.0
私立	1,997	1,269	412	32.4	633	49.9	224	17.7	0	0

※地域保育園、広域入所及び新園建設費は除く

- ・施設を整備する場合にあっても、事業主体が市となった場合の整備費用は、市が全額負担するのに対して、私立保育園の場合は、国・県からの補助金が交付される仕組みとなっています。

(2) 民営化による正規雇用の創出

- ・持続可能な保育サービスの提供には、保育士の人材を安定的に確保する必要があります。保育士不足が全国的に顕在化する中において、本市においても公立、私立を問わず、保育士の確保が次第に困難な状況となってきています。
- ・民営化によって公立保育園の運営を民間が引き継いだ事例では、当該園の非常勤職員が法人の正規職員に登用されています。

【課題】

- ・民営化により、保育士が変わることなどによる園児・保護者の不安の解消

IV 第3期計画の策定方針

市の行政運営の基本は、限られた予算、人員を効率的かつ効果的に配分し、必要な行政サービスの実効性を高めていくことにあります。また、これらのサービスは、行政が直接的に担うもののほか、多様な主体により様々な形態をとりながら行われており、保育ニーズへの対応が図られています。

こうした観点から保育サービスを見てみますと、公立保育園、私立保育園及び認定こども園がそれぞれに主体となって、児童と保護者に対する適切なサービスを提供し、市民の評価と信頼を得ています。

一方で、今後の入園児童数の減少に伴い、公立と私立の間で、また、私立と私立の間で、それぞれの園がこれまでと同様に児童を確保することが困難な状況が発生し、安定的、持続的な保育園運営の支障となることも懸念されるところです。

こうしたことから、私立保育園・認定こども園が、長らく地域に根差し、保育サービスの提供のみならず、地域の振興、雇用創出などに大きく寄与してきている現状も踏まえる中で、現在の公立保育園と私立保育園に入園する児童数の割合を見直し、私立の比重が大きくなるよう転換していくことは、将来的な保育の受皿を確保していく上で意義のあるものと考えます。

あわせて、公立保育園の入園児童の一定数が、民営化の手法により私立保育園へ移動するとともに、公立保育園が中山間地など保育需要が低く、安定的な運営が難しい地域での保育サービスを引き続き担うことにより、全市的にバランスのとれた保育サービスの提供体制を整えることも可能となります。

第3期計画は、公立と私立が連携して持続可能な保育サービスを提供し、「Ⅲ 保育を取り巻く現状と課題」に掲げた課題の解消を図るとともに、これまでの取組の評価を踏まえ策定するものです。

また、施設の再配置等については、統合・再編をはじめ、民間の力を最大限に活用することを柱とし、これらを通じて生み出された人材や財源を、より質の高い保育サービスの提供に充てるとともに、今後の保育サービスや子育て支援策の原資としていくために取り組んでいきます。

1 計画の基本方針

安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える

保育園が引き続き、次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促す場としての役割を果たし、また、保護者に寄り添う子育て支援のよりどころとして、今後の変化にも対応可能な保育環境を整えるため、第1期・第2期計画の基本方針を継承しながら、公立保育園の再配置に取り組みます。

また、私立保育園や認定こども園等の民間の力を活用し、将来的に持続可能な保育の受皿を整えながら、引き続き、保育園の機能及び質の向上を図っていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、保育施設の整備や保育士等の育成、活躍の場の提供、さらには民間活力の導入等、より良い保育環境の整備を通じて、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもたちのすこやかな育ちに向けて策定するものです。

また、市の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「第6次総合計画」を基盤とし、財政見通しを定めた「第2次財政計画」、行政改革の具体的な計画である「第6次行政改革推進計画」及び職員の定員を管理する「第3次定員適正化計画」と整合を図るとともに、「上越市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画に位置付けるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から平成34年度の4か年とします。

これは、0、1歳児の就園率の上昇に伴う入園児童数の推移をはじめ、幼児教育・保育の無償化による幼稚園や保育園への入園動向の影響を注視する必要があること等を踏まえ、上記の期間としました。

なお、第3期計画での取組と並行して、この計画で対象としていない保育園の課題解決に向け、引き続き保護者等と協議し、必要に応じて、計画に登載、または次期計画に備える取組を進めていきます。

4 計画推進の考え方

第1期、第2期計画の評価や保育を取り巻く課題を踏まえ、「保育ニーズに対応した、より質の高い保育サービスの提供」と「今後の保育サービスや子育て施策に対する財源の確保」の実現に向けて、公立保育園の「民営化」と「統合・再編」に取り組んでいきます。

計画推進の目標

「保育ニーズに対応した、より質の高い保育サービスの提供」
「今後の保育サービスや子育て施策に対する財源の確保」

計画推進の手法

《公立保育園の民営化》

民間法人が受託の意向を示した公立保育園については、民営化を進め、民間の力を最大限に活用しながら、より柔軟かつ多様なサービスの提供を目指します。

【成果】

- ・ 特色ある保育を行う保育園が増え、保護者の選択肢の幅が拡大
- ・ 選ばれる保育園を目指し、競争力が働く相乗効果で保育サービスが向上

《公立保育園の統合・再編》

民間法人が受託の意向を示さない公立保育園は、将来的な保育需要を見据え、「上越市公共施設等総合管理計画」で示す基本的な考え方を踏まえ、統合・再編を進めます。

【成果】

- ・ 適正な規模、安全で良好な保育環境の提供
- ・ 人材確保と必要な職員配置が可能

(1) 計画推進の手法

① 民営化

- ・民営化対象園の選定に当たっては、安定的な運営などの視点から総合的に評価を行い、実現性の高い保育園から民営化を進めていきます。
- ・受託先の法人は、地域の実情を理解し、市内で私立保育園や認定こども園、幼稚園を運営している法人のほか、保育事業へ新規参入の意向を示し、既に市内で事業を実施している法人を対象に候補者を募ります。
- ・受託先の法人の選定は、公平性・透明性を確保するため、有識者等による専門委員会を設置し、経営の安定性・体制確保等の評価項目を設けた上で審査・決定します。
- ・公立・私立保育園のネットワークを構築するための連携会議を設置し、情報を交換するとともに、民営化した保育園も市が責任を持って指導・監督を行います。

【民営化対象園選定の視点】

- ・民間法人の受託意向、安定的な運営、児童の安全の確保、施設周辺の交通事情及び駐車場の状況、私立保育園の設置状況等

<主な取組と手法>

民営化の手法	施設整備の手法	説明
単独民営化	改修	単独で既存の公立保育園を民営化する。
統合民営化	統合整備	複数の公立保育園の統合を前提として民営化する。

※ 整備主体や整備内容は、市と受託者で協議

② 統合・再編

- ・統合・再編する対象園の選定に当たっては、各保育園における現状と課題を総合的に検討し、緊急性と実現性の高い保育園から取組を進めていきます。
- ・老朽化をはじめ、施設に課題を抱えている保育園は、改築を行うこととし、あわせて他の保育園との統合・再編も課題として検討します。
- ・小学校などの他の公共施設の再配置の考え方や動向を踏まえ、統合・再編を検討します。
- ・施設整備は、新築に特化せず地域の実情に応じ、公共施設の空きスペースの利活用も検討します。

【統合・再編対象園選定の視点】

- ・保育需要や課題の状況、児童の安全の確保、施設周辺の交通事情及び駐車場の状況、保護者や地域住民の意向、有利な財源の有無、費用対効果等

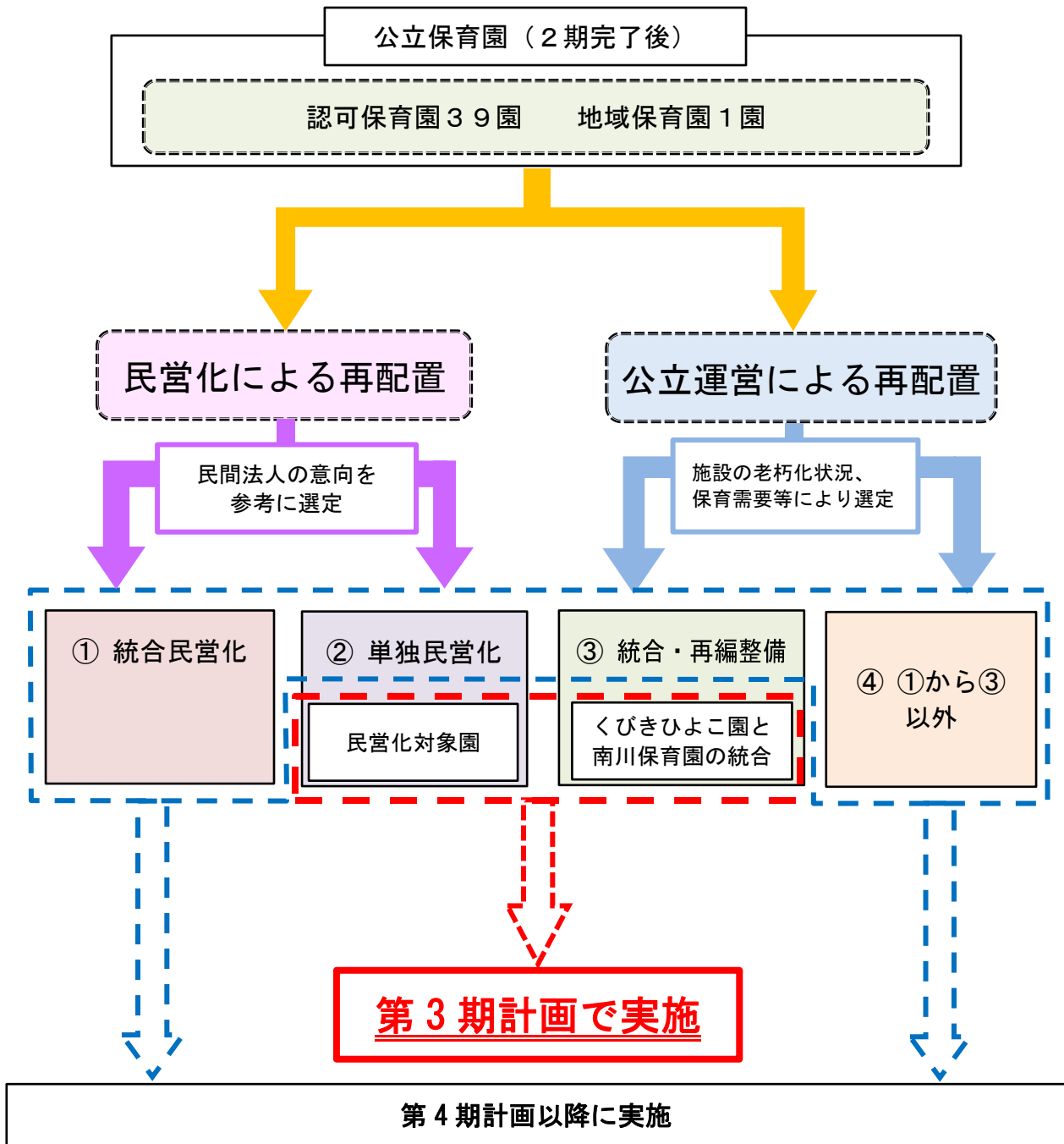
<主な取組と手法>

統合・再編の手法	施設整備の手法	説明
機能移転による統合整備	改修	施設の一部の改修により受入体制を確保し、複数の公立保育園を統合する。
施設の老朽化や児童数の減少に伴う統合整備	統合整備	複数の公立保育園を統合整備する。

(2) 民営化、統合・再編以外の保育園の維持管理

将来的な再配置を見据え、老朽化した保育園は計画的な修繕等を行いながら、適切な維持管理を行います。

【再配置のイメージ図】



取組手法	概要
① 統合民営化	複数の公立保育園の統合を前提として民営化する。
② 単独民営化	単独で既存公立保育園を民営化する。
③ 統合・再編整備	機能移転又は施設の老朽化や児童数の減少に伴う複数の公立保育園の統合整備
④ ①から③以外	上記の手法に該当しない園は、適切な維持管理を行う。

V 具体的な取組内容

1 取組内容

本計画における取組内容は次のとおりです。

(1) 公立保育園の民営化

民間法人の力を最大限に活用しながら、より柔軟かつ多様なサービスの提供を図るため、公立保育園4園程度の民営化を進めます。

民営化対象園は、施設の老朽化状況等に基づく8項目※の評価で選定を進めることとし、平成34年4月の民営化に向け、3か年計画で取り組みます。

初年度の平成31年度は、民間法人から詳細な受託意向を確認した上で、市として対象園を選定します。その後、保護者等への説明を行い、民営化に向けた受託先を選定する専門委員会の設置等の手続きを経て、受託先の法人を公募・決定します。

平成32年度は、受託先の法人との民営化に向けた協議等を行っていきます。

平成33年度は、引き続き、受託先の法人との協議を進めるほか、民営化後に円滑な保育園運営を行うため、保育士や調理員による引継保育を実施します。

なお、受託先の法人との協議により、民営化時期を前倒しすることも検討していきます。

※民営化する園を決める評価項目…建築経過年数、児童入園状況、災害リスク、交通事情、駐車場、近隣地域の私立保育園配置状況、地域における公立保育園への入園状況、民間法人の意向状況

(2) 南川保育園とくびきひよこ園の統合、整備

<概要>

平成31年2月1日現在

保育園名	区分	構造	建築経過年数	児童数
南川保育園	認可保育園	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	37年	72人
くびきひよこ園	認可保育園	鉄骨造	13年	51人

頸城区の南川保育園は3歳以上児のみ、くびきひよこ園は3歳未満児のみをそれぞれ受け入れて運営しています。このため、両園に子どもを入園させている世帯では、園児の送迎や行事参加等が重複し、負担が大きいことや0歳児から5歳児までの一貫した保育ができないなど、年上や年下との関係性を構築していく幼少期における保育環境の面での課題もあります。

これらの課題を解消するため、くびきひよこ園の3歳未満児保育機能を南川保育園へ移転し、平成32年4月の統合に向け、平成31年度においては施設の改修工事を行うこととしています。

VI おわりに

第1期、第2期計画では、地元や関係機関との協議が整った公立保育園を主体に公立保育園の統合・再編や公立保育園と私立保育園の統合・民営化などの再配置の取組を進めてきました。

この第3期計画は、限られた財源の中で保育を取り巻く環境を総合的に検討した結果、持続可能な保育サービスを提供するためには、公立保育園の民営化が必要であると考え、取組の柱としました。

また、本計画の対象となっていない保育園については、適時、施設の修繕等を通じて、安全に保育ができる環境を確保しながら、本計画に登載した計画推進の考え方の下に施設のあり方を検討し、地域における統合・再編に向けた機運の高まりも踏まえ、柔軟に対応していきたいと考えております。

資料 1 保育園施設状況一覧表

<保育園施設状況一覧表>

資料 1

公立保育園

平成31年4月1日見込み

保育園 番号	地域	保育園名	定員	入園 児童数	敷地面積 (㎡)	建物の状況		建築年月	経過 年数	耐用 年数	耐用年数 の残
						構造	延床面積 (㎡)				
1	高田区	南新町保育園	120	84	1,891.00	RC 2	858.40	S50.3	44	60	16
2	高田区	東本町保育園	94	74	1,461.70	RC 2	625.99	S57.3	37	60	23
3	春日区	つちはし保育園	200	200	4,337.42	RC 2	1,936.27	H29.11	1	60	59
4	新道区	稲田保育園	60	60	1,300.31	RC 2	517.90	S58.12	35	60	25
5	和田区	大和保育園	103	103	2,156.42	木鉄平	599.61	S47.3	47	25	-22
6	津有区	戸野目保育園	97	89	2,670.00	木鉄平	580.91	S47.11	46	25	-21
7	津有区	上雲寺保育園	60	52	2,021.00	木鉄平	514.71	S51.4	43	25	-18
8	和田区	和田保育園	80	65	2,662.00	木鉄平	615.06	S51.10	42	25	-17
9	春日区	春日保育園	236	236	5,328.97	RC 2	1,901.64	H19.11	11	60	49
10	高士区	高士保育園	50	43	2,219.54	木鉄平	551.17	S53.3	41	25	-16
11	新道区	子安保育園	86	72	2,012.98	木鉄平	508.52	S53.3	41	25	-16
12	三郷区	三郷保育園	60	40	1,529.30	木鉄平	445.72	S55.2	39	25	-14
13	諏訪区	諏訪保育園	40	24	1,332.15	木鉄平	370.57	S55.2	39	25	-14
14	新道区	富岡保育園	76	72	1,745.97	RC 2	523.37	S58.3	36	60	24
15	直江津区	なおえつ保育園	200	200	3,655.35	RC 2	2,021.70	H30.11	0	60	60
16	八千浦区	夷浜保育園	40	19	2,508.49	木鉄平	666.64	S42.4	52	25	-27
17	八千浦区	やちほ保育園	110	99	2,566.34	木鉄平	668.92	H9.3	22	25	3
18	有田区	有田保育園	160	155	2,215.08	RC 2	953.63	H1.3	30	60	30
19	保倉区	保倉保育園	70	46	2,802.14	木鉄平	621.29	S51.3	43	25	-18
20	北諏訪区	北諏訪保育園	80	61	2,885.29	木鉄平	557.31	H6.8	24	25	1
21	谷浜・桑取区	たにはま保育園	50	27	4,251.58	木平	651.71	H26.7	4	25	21
22	安塚区	安塚保育園	40	25	2,317.00	RC 2	528.15	S62.11	31	60	29
23	浦川原区	うらがわら保育園	110	96	6,355.00	木鉄平	1,745.05	H15.3	16	25	9
24	大島区	大島保育園	50	25	2,835.00	RC 2	995.33	H3.3	28	60	32
25	牧区	牧保育園	50	24	3,140.00	RC 2	787.52	H2.3	29	60	31
26	柿崎区	柿崎第一保育園	100	87	3,199.21	RC 2	1,392.00	S58.2	36	60	24
27	柿崎区	柿崎第二保育園	80	71	3,099.63	木平	989.57	S60.12	33	25	-8
28	柿崎区	上下浜保育園	50	44	4,804.00	木平	752.14	S49.3	45	25	-20
29	柿崎区	下黒川保育園	50	35	2,590.65	木平	698.91	S58.12	35	25	-10
30	大潟区	はまっこ保育園	180	180	5,978.38	RC 2	2,811.87	H17.6	13	60	47
31	大潟区	まつかぜ保育園	110	106	5,196.83	RC 2	1,479.03	H11.3	20	60	40
32	頸城区	南川保育園	100	71	5,971.23	RC 2	1,812.98	S56.3	38	60	22
33	頸城区	大瀬保育園	150	149	6,701.00	RC 2	1,361.47	H5.7	25	60	35
34	頸城区	明治保育園	50	37	5,028.06	RC 2	808.74	H7.11	23	60	37
35	頸城区	くびきひよこ園	60	60	10,096.80	鉄骨平	806.42	H17.7	13	40	27
36	中郷区	中郷保育園	90	67	8,187.01	RC 2	1,568.49	S59.3	35	60	25
37	板倉区	いたくら保育園	190	159	14,137.00	木鉄平	3,071.04	H19.4	12	25	13
38	清里区	きよさと保育園	80	73	4,587.88	RC 2	1,249.56	H14.2	17	60	43
39	三和区	さんわ保育園	200	183	19,765.88	木鉄平	2,229.94	H15.3	16	25	9
40	名立区	名南保育園	20	11	2,346.43	木平	544.06	S46.2	48	25	-23
41	有田区	小猿屋保育園	45	-	2,004.00	木鉄平	262.13	S50.2	44	25	-19
公立保育園計(A)			3,877	3,324							

※耐震補強工事については、必要なすべての保育園で工事を完了しています。
また、必要に応じて施設の修繕を行っています。

<保育園施設状況一覧表>

私立保育園・私立認定こども園

平成31年4月1日見込み

保育園 番号	地域	保育園名	定員	入園 児童数	敷地面積 (㎡)	建物の状況	
						構造	延床面積 (㎡)
1	高田区	高田大谷保育園	130	123	1,871.50	木平	722.16
2	高田区	マリア愛児園	110	110	2,151.58	R C 3	803.87
3	金谷区	ほたる保育園	120	120	1,480.00	木2	854.26
4	金谷区	くろだ保育園	70	73	1,671.76	木平	697.16
5	高田区	和同保育園	70	67	1,917.53	木平	473.09
6	金谷区	こがね保育園	100	99	3,484.53	木平	616.93
7	新道区	なかよし保育園	100	100	1,979.84	木鉄2	1,435.84
8	金谷区	城西保育園	90	82	1,059.28	木鉄2	710.65
9	春日区	大曲保育園	90	90	1,147.45	R C 2	477.13
10	春日区	高志保育園	160	163	3,063.00	R C 2	1,141.00
11	直江津区	五智保育園	70	70	1,717.00	木平	703.53
12	直江津区	聖母保育園	110	112	956.60	木鉄平	538.59
13	有田区	門前にこここ保育園	222	221	9,642.70	木平	1,326.90
14	有田区	下門前保育園	100	100	1,199.99	木平	589.09
15	高田区	ひがししろ保育園	100	112	2,626.48	R C 2	869.49
16	吉川区	よしかわ保育園	70	67	1,102.36	木2	998.76
17	名立区	たちばな保育園	50	50	1,030.18	木平	446.66
18	有田区	マハヤナ認定こども園	350 (240)	314 (212)	8,382.50	鉄骨2	2,098.39
19	直江津区	たちばな認定こども園	140 (60)	141 (61)	1,678.34	R C 2	1,283.72
20	有田区	聖上智オリーブこども園	130 (40)	135 (46)	2,661.00	木平	812.71
21	春日区	たちばな春日認定こども園	220 (116)	220 (116)	3,092.00	鉄骨3	1,840.00
私立保育園・私立認定こども園計 (B)			2,602 (456)	2,569 (435)			
合 計 (A+B)			6,479 (456)	5,893 (435)			

※ () 内は、教育を希望する子どもの利用定員及び児童数

上越市保育園の再配置等に係る計画

(第3期：平成31年度～平成34年度)

(平成31年2月策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市健康福祉部保育課

〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3

TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>

三和ネイチャーリングホテル米本陣
における 休館日等の変更について

令和元年 9 月 19 日
三和区地域協議会資料
施設経営管理室

1 施設の休館日等の変更（見直し）について

(1) 変更（見直し）の内容

ア. 休館日の変更

変更前 原則として、毎月第一月曜日

変更後 原則として、毎月第一及び第三月曜日。その他に指定管理者が指定した日

イ. 「日帰り温浴」の営業期間の見直し

変更前 通年営業（休館日以外 10：30～21：00）

変更後 休館日の他に1月4日から2月末日までの平日営業を休止

ウ. 「食堂（レストラン）」の事業内容の見直し

変更前 食堂を営業（休館日以外 11：00～13：30）

変更後 食堂を休止し、宴会会場として活用

(2) 変更（見直し）理由

以下により、同施設の指定管理者である三和振興(株)からの協議を受けて、市が承認したもの

- ・ 令和元年 4 月 1 日から時間外労働の上限制限や年次有給休暇の取得義務化等を規定した「働き方改革関連法」が施行されたことに伴い、職場環境の改善に取り組む必要があること
- ・ 利用者数の伸び悩みにより、現状の営業体制では収益確保や収支改善が困難であること
- ・ 冬期間の光熱費や人件費の削減により、収支の改善が見込まれること など

2 日帰り温浴の利用料金の改定について

(1) 改定の内容

(改定前)		(改定後)	
大人	520 円	大人	550 円
小学生	310 円	小学生	350 円
未就学児	無料	3 歳以上	100 円
		3 歳未満	無料

(2) 改定理由

令和元年 10 月 1 日から消費税率の引き上げが実施されること等により、同施設の指定管理者である三和振興(株)からの協議を受けて、市が承認したもの

3 変更（改定）する日

令和元年 10 月 1 日（上記 1 及び 2 とも）

「地域協議会による再度の見直し」状況

1 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について ※割合は小数点以下四捨五入（以下、同じ）

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 5 ①見直しを実施 (割合) 18%	該当数 1 ②運用の精査で対応 (割合) 4%	6 21%
H31 年度新規対応 以外	該当数 17 ③精査した運用方 針を継続 (割合) 61%	該当数 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	22 79%
該当区数等	22 (割合) 79%	6 (割合) 21%	28 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区の採択方針に対応済み 22 (79%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 1 (4%)

- ① **見直しを実施【5区】** 直江津、浦川原、大島、板倉、三和
→ 補助金の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要項に文言を追加・修正
- ② **運用の精査で対応【1区】** 和田
→ 採択方針は現状維持。審査時に和田区にとって大事な事業を考慮しながら実施
- ③ **精査した運用方針を継続【17区】** 高田、新道、春日ほか14の区
→ 例示された市の考えは、既に反映済み（柿崎、大潟、名立）
→ これまで見直しを継続しており、常に精査した状態（新道、有田など）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、牧、頸城、清里
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度中に検討（H32 で反映）（清里）

2 提案団体の自立化に向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 4 ①見直しを実施 (割合) 14%	該当数 15 ②運用の精査で対応 (割合) 54%	19 68%
H31 年度新規対応 以外	該当数 4 ③対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	該当数 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	9 32%
該当区数等	8 (割合) 29%	20 (割合) 71%	28 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 8 (29%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【4区】** 高田、吉川、清里、三和
→ 補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）、補助金交付の上限額を引き下げ（吉川）
→ 審査結果に応じて、補助金交付額を傾斜配分（清里）
- ② **運用の精査で対応【15区】** 新道、春日、諏訪のほか12の区
→ 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全15区）
- ③ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉
→ 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）、切り下げを規定済み（柿崎）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城

3 新規案件の掘り起しに向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>3</u> ①見直しを実施 (割合) 11%	該当数 <u>15</u> ②運用の精査で対応 (割合) 50% ③他の手段により新規 案件の掘り起しを実施 (割合) 4%	<u>18</u> 64%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>4</u> ④対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	該当数 <u>6</u> ⑤区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>10</u> 36%
該当区数等	<u>7</u> (割合) 25%	<u>21</u> (割合) 75%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 7 (25%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【3区】** 高田、吉川、三和
 - 継続事業については、補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）
 - 補助金交付の回数制限を規定（吉川）
- ② **運用の精査で対応【14区】** 新道、春日、諏訪ほか11の区
 - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全14区）
- ③ **他の手段により新規案件の掘り起しの実施【1区】** 直江津
 - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、地域協議会だより等の周知を継続（直江津）
- ④ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉
 - 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）
 - 継続事業の補助率切り下げを規定済み（柿崎）
- ⑤ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
 - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

4 ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>0</u> (割合) 0%	該当数 <u>20</u> ①運用の精査で対応 (割合) 71%	<u>20</u> 71%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>2</u> ②対応済みのため 現状維持 (割合) 7%	該当数 <u>6</u> ③区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>8</u> 29%
該当区数等	<u>2</u> (割合) 7%	<u>26</u> (割合) 93%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 2 (7%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 20 (71%)

- ① **運用の精査で対応【20区】** 金谷、三郷、和田、牧、柿崎、頸城、板倉、清里を除く20区
 - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全20区）
- ② **対応済みのため現状維持【2区】** 柿崎、板倉
 - 地域協議会において、基準を設定済み（柿崎、板倉）
- ③ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
 - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

5 追加募集実施に当たっての基準について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>5</u> ①見直しを実施 (割合) 18%	該当数 <u>17</u> ②運用の精査で対応 (割合) 50% ③追加募集を積極的に活用 (現状の規定は見直さない) (割合) 11%	<u>22</u> 79%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>0</u> (割合) 0%	該当数 <u>6</u> ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>6</u> 21%
該当区数等	<u>5</u> (割合) 18%	<u>23</u> (割合) 82%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 5 (18%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 17 (61%)

- ① **見直しを実施【5区】** 諏訪、津有、柿崎、板倉、三和
→ 追加募集を廃止（津有）、回数制限（二次募集まで）（柿崎、板倉、三和）
→ 「追加募集しない場合あり」と募集要項に明記（諏訪）
- ② **運用の精査で対応【14区】** 高田、新道、春日ほか 11 の区
→ 採択状況に応じて、臨機に対応（全 14 区）
- ③ **追加募集を積極的に活用（現状の規定は見直さない）【3区】** 安塚、中郷、名立
→ 不用額は積極的に追加募集に活用（ただし、二次募集まで）（安塚、中郷）
→ 不用額は積極的に追加募集に活用（名立）
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

6 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>3</u> ①見直しを実施 (割合) 11%	該当数 <u>12</u> ②運用の精査で対応 (割合) 43%	<u>15</u> 54%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>8</u> ③対応済みのため 現状維持 (割合) 29%	該当数 <u>5</u> ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<u>13</u> 46%
該当区数等	<u>11</u> (割合) 39%	<u>17</u> (割合) 61%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 11 (39%)、個別案件に応じて運用の精査で対応 12 (43%)

- ① **見直しを実施【3区】** 大島、吉川、板倉
→ 新たに取扱いを明記（大島、吉川）
→ 従前の取扱いのほか、会長が実態に応じて委員に審査自粛を求める（板倉）
- ② **運用の精査で対応【12区】** 高田、春日、三郷ほか 9 の区
→ 個別案件に応じて判断。審査に加わる時は、公明正大な姿勢で臨むことを確認（全 12 区）
- ③ **対応済みのため現状維持【8区】** 新道、諏訪、津有、直江津、安塚、柿崎、三和、名立
→ 「提案団体の代表者等である場合に当該委員の審査自粛」等を規定（全 8 区）
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【5区】** 金谷、和田、牧、頸城、清里
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

7 その他、地域協議会による自主的な見直しについて

(1) 審査・採択

- ① 国県市に類似の補助事業がある場合は、不採択を原則（吉川）
- ② 審査方法を見直し（金谷、柿崎、吉川、三和）
 - ※ 審査点数の取扱いを変更（柿崎、吉川、三和）
 - ※ 全体討議での審査を基本審査等に先行していた点を改め、全事業者に事業説明の機会を付与した後、基本審査等を実施（金谷）
- ③ 補助金交付額の傾斜配分方法を見直し（牧、吉川）

(2) 提案案件へのアフターフォロー

- ① 不採択の通知に係る説明事項（理由）の調製方法を整理（三和）
- ② 実施事業を対象に、「採択年度以降に地域協議会による検証実施」を規定（板倉）

(3) その他

- ① 当初募集の期間を提案団体の提案しやすさに配慮して2週間から3週間に拡大（頸城）
- ② H31は大型連休を考慮し、募集期間を変更（高田、金谷）
 - ※ 採択結果を提案者に通知できるよう期限を前倒し（高田）
 - ※ 提案団体の提案しやすさに配慮して期限を後送り（金谷）

地域課題の解決に向けた「採択方針」の精査により、見直しを実施した区の状況

1 直江津区

- 補助の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要綱に文言の追加等を行った。
 - ①「優先的に採択する事業」中、「介護、認知症予防」を追加
 - ②「事業の対象外」中、「提案団体の会員に補助事業の成果に限られる事業」及び「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を追加

2 浦川原区

- 採択方針を分かりやすくすることで、地域課題の解決に向け、団体等が課題をより具体的に捉え、将来を見据えた形で事業提案ができるように整理した。
(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業 ・日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業 ・少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業 ・住民の福祉、健康の充実に取り組む事業 ・安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業 ・青少年の健全育成に取り組む事業 ・文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業 ・他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ・過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業 ・安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業 ・区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業 ・地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業

3 大島区

- 社会及び地域の変化に採択方針を対応させ、優先採択事業を明確化することで、地域や活動団体が将来を見据えた事業提案が可能となるよう、市の案も考慮しながら見直した。
(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> ・団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ・地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ・地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ・日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ・地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業 ・子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業

4 板倉区

- 地域の課題解決や活力向上に向け、「住民の自発的な地域活動を推進する」という地域活動支援事業の目的を分かりやすく示すこととし、《優先して採択すべき事業》に「⑤地域課題を解消する事業」を追加した。

5 三和区

- 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、町内会、消防団、地域でのボランティア活動等、色々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められるため、優先して採択する事業5項目に「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」を追加（計6項目）した。

地域課題の把握方法について（案）

- 前回協議会での内容
 - ・勉強会として開催する。
 - ・委員が日頃感じていることを話し、他の委員の話聞く場を設ける。その中での意見について再度話し合いの場を設ける。
 - ・自主的審議事項とすることは、非常に重要なことなので急がず、慌てず、じっくり協議する必要がある。
 - ・来年度の委員改選までに課題の洗い出しを行っておくのも一つの方法である。

- 協議方法
 - ・グループによるフリートーク
(司会、記録、発表者を決める)
 - ・3グループ(4人/グループ)
 - ・部屋を分けて行う。
 - ・全体会で発表し、全委員が多く意見共有する。

- 意見の整理
 - ・出された意見をまとめ整理する。
 - ・地域課題の絞り込みを行う。
(必要に応じて勉強会や視察・研修、意見交換会を開催する。)

- その他
 - ・地域課題(自主的審議事項とする場合も同様)については、具体的な「困っていること」をテーマとすることが基本である。「困っている事」の原因をテーマとすると検討が難しく、解決策が見いだせないため停滞し、現状把握で終了する事になりやすい。

<困っている事>

空き家問題
高齢者の外出手段の問題
人材不足



<原因> ※テーマとしては好ましくない

人口減少
少子高齢化

令和元年度 地域活動支援事業 アフターフォロー

資料No.6

No	事業の名称	団体等の名称	事業費等(単位:千円)		事業内容	アフターフォロー担当者	
			事業費	補助金額			
1	三和区スポーツ活動振興事業	三和クラブ(青年野球クラブ)	893	892	幅広い年代が活動するクラブの劣化したユニフォーム(Tシャツ)を新調し、選手の野球に対する機運を更に醸成させる。また、継続して三和ジュニアへの技術指導等の支援を行うことで、子どもたちの健康増進を図り、選手の育成に取り組む。	渡邊委員	飯田委員
2	三和ウォッチング事業	三和まなびの会	80	80	地域の文化財等について講師を招いて現地研修やセミナーを開催し、現状を知り知識を深めるとともに、若い人の興味・関心の喚起につなげる。	森 委員	江口一秋委員
3	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	861	861	「同和教育」などの講演会の開催や、さんわ祭りの取組等を通じ、児童・生徒の豊かな心を育み、地域とのつながりを深めることにより、将来の地域社会を担う人材育成に寄与する。	宮沢委員	小林委員
4	三和婚活支援事業	地域を大切にする会	151	120	男女の出会いのきっかけを作るため、婚活パーティーを開催・支援し定住人口の増加を図る。	丸山委員	江口晃委員
5	輝く三和の食材「箸やすめ」事業	地域を大切にする会	217	176	三和区の食材を使用した調理実習を開催し、専門家からアドバイスを受けながら、三和区の特産品を作成する。また、三和区の食について、次世代に伝承する。	松井隆夫委員	高橋委員
6	屋外イベント出演者の暑さ対策事業	NPO法人三和区振興会	599	590	イベント用大型 TENT を購入することにより、出演者の防暑対策を行う。また、他のイベントや町内会等の各団体への無償利用が拡充され、地域の活性化に資する。	星野委員	田辺委員
7	さんわ祭り周年記念事業	さんわ祭り実行委員会	1918	719	さんわ祭り5周年の記念事業の一つとして、歌謡ショーを開催し、地域住民の一体感を醸成する。	田辺委員	松井会長
8	伝統芸能の維持・継承と子供の健全育成事業	岡田町内会まちづくり協議会	50	49	岡田地区の伝統芸能「春駒」、「手踊り」を次世代に継承・維持するため、練習用の駒頭とササラを整備し、地域の活性化を図るとともに子どもを地域全体で育てようとする機運を高め、健全育成に寄与する。	高橋委員	星野委員
9	高齢者いきがい支援事業(ときめき広場)	三和区老人クラブ連合会	362	362	講演会を開催し、高齢者の生きがいづくり、絆づくり、健康増進を図る。	江口晃委員	松井隆夫委員
10	三和で採れた米と野菜で食育活動事業	三和食育の会	149	128	三和の食材や無添加で伝統的な調味料を使用した料理教室等を開催し、三和の食材の良さや食の大切さを知ってもらい、郷土料理を広めることで、地域活性化、健康維持を図る。	小林委員	丸山委員
11	三和の子どもたちの健やかな成長を支援する事業	NPO法人 さんわスポーツクラブ	1,317	1,043	運動部で活動する中学生に対して効果的な運動や栄養などの専門的な学びの機会を提供するとともに、休日等の部活動に地域の指導者を派遣することによって部活動を支援し、地域とのかかわりを深め、教職員の負担軽減を図る。	江口一秋委員	宮沢委員
12	スポーツ競技力アップと人材育成事業	NPO法人 さんわスポーツクラブ	323	322	プロジェクターの購入により、講習会やプレゼン、競技力のスキルアップが図られるとともに、地域活性化や人材育成に寄与する。	飯田委員	森 委員
13	三和ジュニア野球活性化事業	三和ジュニア野球	99	98	野球用具を更新することで、地域のスポーツ振興及び子どもたちの健全育成を図り、子どもたちの活動を通して地域の活性化に繋げる。また、地域に支えられていることを学び感謝する気持ちを育み、地域を誇れる人間形成に資する。	金井副会長	渡邊委員
合計			7,019	5,440			

地域活動支援事業アフターフォロー結果報告書

三和区地域協議会

事業名	事業
団体名	
実施責任者	
調査日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
担当委員	

チェック項目	チェック内容
(1) 事業実施結果または成果	OK NG
	<ul style="list-style-type: none"> • NGの場合の具体的内容
(2) 事業終了後における事業継続性、自立性及び発展性	OK NG
	<ul style="list-style-type: none"> • NGの場合の具体的内容
(3) 購入備品	OK NG
	<ul style="list-style-type: none"> • NGの場合の具体的内容
<ul style="list-style-type: none"> • 総合評価 	